

第 44 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会協議結果について

第 44 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会で行った書面協議の実施概要及び協議結果等については、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 協議事項

道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

・特定非営利活動法人 フリードケアサービス (平塚市)

(2) 協議方法 委員ごとに書面で承認し、「表決書」を作成する。

(3) 協議期間 令和 5 年 10 月 10 日 (火) から 10 月 23 日 (月) までの 14 日間

2 協議結果

(1) 表決書提出委員数 22 名 (委員 23 名中 22 名が提出)

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 (以下、「要綱」) 第 8 条第 1 項 (委員の過半数出席) を書面協議の表決書提出数と読み替え、協議が成立したとする。

(2) 各事項の協議結果

単位 (人)

申請団体	承認	承認しない	合計
特定非営利活動法人フリードケアサービス (平塚市)	22	0	22

上記各事業所の道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請については、承認多数により協議が調った旨報告します。

以 上

(参考～各委員からの事前確認内容及び各市や事業者の対応状況～)

第 44 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会へ提出された各申請等に関する確認事項及び対応状況等は、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 確認事項

道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

- ・ 特定非営利活動法人 フリードケアサービス (平塚市)

(2) 確認方法

委員ごとに書面を確認し、「確認表」を作成する。

(3) 確認期間 令和 5 年 10 月 10 日 (火) まで

2 確認結果

(1) 確認表提出委員数 23 名 (委員 23 名中 23 名が提出)

(2) 申請内容等の確認結果

単位 (人)

申請団体	確認事項有	確認事項無	合計
特定非営利活動法人 フリードケアサービス (平塚市)	4	19	23

申請内容に対する各委員からの確認事項については、各市及び事業者が検討のうえ下記のとおり対応いたします。

(3) 申請内容に対する各委員からの確認事項と対応状況について

確認表で提出された申請内容に対する確認事項については、次のとおり対応いたしました。

ア 道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス (平塚市)】

No.	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	P. 2 運送しようとする旅客の範囲「へ」の区分の人が、現在は名簿にいない	平塚市の区域でも「へ 介護保険法施行規則第 140 条の 6 2 の 4 第 2 号の基準 (基本チェックリスト) に該当する者」が会員になると具体的に見込まれていたため、印を付けていました。No. 4 の確認事項のとおり、藤沢市の会

		員を追記したことで「へ」区分に該当する方が掲載されましたので、「旅客の名簿」及び「身体状況等、様態ごとの会員数」を変更いたします。
2	<p>P. 2 自動車の数及びその種類ごとの数（運輸支局と伊勢原市）</p> <p>申請書の車両の内訳が軽自動車を含め3台だと思うが、表では2台になっている。</p>	記載誤りのため、御指摘の箇所を「3両」に修正いたします。
3	<p>P. 7 定款の修正</p> <p>定款の理事名が異なっている。</p>	記載誤りのため、御指摘のとおり修正いたします。
4	<p>P. 8、P. 9 旅客の名簿、会員数</p> <p>藤沢市で実施している会員についても追記してください。</p>	別紙のとおり、会員を追記いたしました。
5	<p>P. 9 身体状況等、様態ごとの会員数の総合計</p> <p>旅客の名簿の人数と身体状況等、様態ごとの会員数の総合計に整合性がない</p>	別紙のとおり、重複があることを追記いたしました。
6	<p>P. 10 運送の対価以外の対価</p> <p>湘南東部地区では待機料金が1時間500円、福祉車両利用料は500円だが、今回料金を変更するなら、湘南東部地区での料金変更の協議が必要となる。</p>	御指摘のあった待機料金及び福祉車両利用料については、今後湘南東部地区でも変更する予定です。次回開催される湘南東部地区運営協議会において変更する旨の協議を行ってもらえるよう、速やかに手続きを行います。
7	<p>P. 13 車両の一覧</p> <p>車の所有者、使用者を車検証どおりに記載してください。</p>	記載誤りのため、御指摘の箇所を別紙のとおり修正いたしました。

8	<p>P.37 保険証券 補償対象が本人限定になっている車があるが、本人以外は運転しないのか。</p>	<p>この車両は、名義人以外は乗務いたしません。</p>
9	<p>協議会全体について 藤沢市で既に有償運送を行っているため、運輸支局には「変更申請」で行ってください。今回は今まで実施していない湘南西部地区で新しく登録するということで、「新規申請」の内容で協議するという理解で良いか。</p>	<p>湘南西部地区では新規の事業所であるため、新規の案件と同様に必要事項について確認及び協議していただきました。協議が調った後には、御指示のとおりに申請手続きを進めます。</p>

以上